

## 質 疑 回 答 書

業務名：令和8年度 軽井沢町みんなの共生未来会議事業委託

(令和8年4月20日回答)

番号	質問項目	質疑内容	回答
1	仕様書P5 3(5)-③	チラシ等の仕様書上にある広報施策の実行自体は想定できても、仕様書上にある、議員、区の役員、農業委員、商工会、観光協会等各種協議体、消防団員等のターゲットにリーチするための周知活動については民間事業者では手が及ばない範囲もあるかと思いますが、行政ご担当者の方からの周知というのはどの程度、どのような経路で実施していただけますでしょうか？差し支えない範囲でご教示ください。	原則として、広報活動については受託事業者で主体的に実施していただきますが、町議会議員等、行政との関係性を有する層も含まれることをふまえ、町を通じて情報提供することで周知効果の向上が見込まれる場合については、受託事業者との調整により、町側で各関連団体等の事務局へのチラシ配布及び動員協力依頼通知、メール配信、町公式ホームページやSNS 町公式アカウントによる周知を実施することは可能と考えます。